

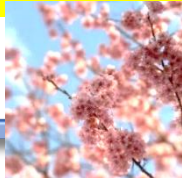
～今から始める2024年度対策・その3～

⚠️ 2024年度から医師の時間外労働の上限規制が始まる予定です

上限を超える医師がいる場合はもちろん、時間外労働をしている医師がいる医療機関は今から計画的に対策を講じていく必要があります。このため、医師の労働時間短縮に向けた対策をシリーズでお伝えしています

第19号、20号では、「医師の労働時間の現状把握」と「労務管理体制」を取り上げました。

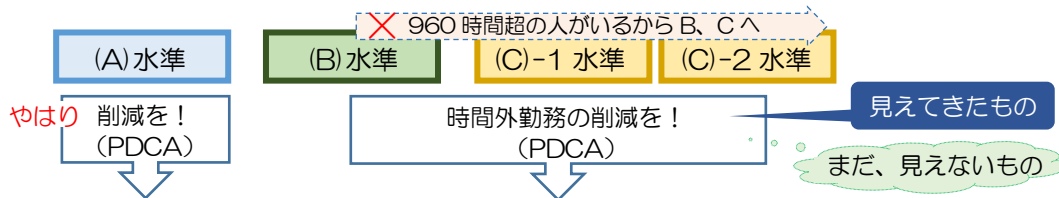
みなさんの医療機関の現状把握（医師の時間外労働の実態）と体制はどうだったでしょうか。また、2024年に向けて取り組むべき課題はイメージできましたでしょうか。ここでもう一度、整理してみましょう。



● (A)水準、(B)水準、(C)水準、どの水準に向けて準備しますか？

みなさんの医療機関は「地域医療の観点から必須とされる機能を果たすためにやむなく長時間労働となる医療機関[(B)水準]、初期臨床研修医療機関あるいは専門研修参加医療機関[(C)-1水準]、高度特定技能を有する医師を育成する教育研修医療機関[(C)-2水準]」の、いずれかの要件に当てはまりますか。

また、960時間を超える時間外労働をしている医師はいましたか。もし、いるようなら該当する部署を特定し、取り組むべき時間外労働時間の「短縮幅」を定め、PDCAサイクルを回して短縮して行く必要があります。「960時間を超えている医師がいるが、(B)、(C)水準になりそうなのでOK」ではなく、まずは時間外労働時間の短縮です。仮に、(B)、(C)水準の要件を満たしていても、時間外労働時間は(A)水準を目指していきましょう。



(B)、(C)水準に該当する医療機関では現状把握により見えてきたもの（自己研鑽の定義の明確化で短縮できる時間数など）と、まだ改善策が見えないもの（累減できない手術件数とその関連業務など）の目星はついてきていると思います。

● (B)、(C)水準の場合の年度ごとのスケジュールは？

(B)、(C)水準の適用を受けるためには、2022年度に「評価機能」による書面評価を受け、その結果によっては2023年度に訪問評価を受けて、県から特定される必要があります。書面評価と訪問評価のための準備（医師労働時間短縮計画の策定と計画に基づく取り組み）は2021年度までに行う必要があります。

● (A)水準だったら何もなくていい？

「(B)、(C)水準には該当しないし、時間外労働時間を把握してみただけだと全員が960時間以下！」

そうなんです。時間外労働時間が1,860時間超の医師が約1割、960～1,860時間の医師は約3割と言われていますが、そういった勤務医は数少ない病院に偏在しています。多くの医師が(A)水準になるはずですが、では、そのような病院では勤務環境改善は努力義務だからと言って、これまでどおりでもいいのか。いいえ、医師等の職員の今後の働き方を考えると、勤務環境改善や労働時間の削減は必ず行うようにしましょう。

● 2024年度に向けてすべての医療機関が努力を

2024年に向けた医師の働き方改革の主眼は医師の勤務環境改善にあると同時に、医療の質向上を目指す活動の一つでもあります。医師の勤務環境を整え、医療の質向上に真剣に取り組む医療機関こそが、医師や患者さんから選ばれ、地域に貢献し続けることができます。すべての医療機関が、「まあ、なんとかなる」ではなく、「自分たちにできること」を見つけて改善して行く必要があります。具体的な方策にはどのようなことがあるかは、次号以降にご紹介します。

貴院はどの水準で準備しますか？ご相談には常時応じていますので、当センターまでお気軽にご連絡ください。



医師の働き方改革の推進に関する検討会資料などに基づいて記載しています。評価機能による第三者評価、タイムスケジュールなど確定ではない点もありますが、現時点の最新情報とご理解ください。

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30～17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

